

○経済産業省令第百五号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十三条第一項及び第七十四条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

経済産業大臣 甘利 明

液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九十三条の次に次の一条を加える。

（報告の徴収）

第九十三条の二 法第六十一条第一項の規定により、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者は、

同法第二条第五項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下

「特定消費設備」という。）について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び

製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となつた事故

二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

第九十六条中「事故届書」の下に「(特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書)」を加える。

第九十六条の二中「その他参考となる事項」の下に「(特定消費設備に係る事故の場合にあつては、当該特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項を含む。)」を加え、「事故報告書」の下に「(特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十八の二の事故報告書)」を加える。

様式第五十七の次に次の様式を加える。

様式第五十七の二(第96条関係)

事	故	届	書	液石	×	整	理	番	号
---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

		×受理年月日		年	月	日
氏名又は名称 (事業者の名称又は販売所の名称を含む。)						
住所又は事務所(本社)所在地						
事業所所在地						
事故発生年月日						
事故発生場所						
事故の状況 別紙のとおり						
事故発生の 特定消費設備		名称				
		機種				
		型式				
		製造年月		年 月		

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	工事業者の氏名又は名称及び連絡先	
	監督者の氏名	
	資格証の番号	
	施工内容及び施工年月日	

年 月 日

代表者 氏名 印

都道府県知事 殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第五十八の次に次の様式を加える。

様式第58の2 (第96の2条関係)

事故届書	液石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
氏名又は名称 (事業者の名称又は販売所の名称を含む。)			
住所又は事務所(本社)所在地			
事業所所在地			

事故発生年月日		
事故発生場所		
事故の状況	別紙のとおり	
都道府県が行った措置		
事故原因	別紙のとおり	
その他参考となる事項	別紙のとおり	
事故発生の 特定消費設備	名称	
	機種	
	型式	
	製造年月	年 月
特定ガス消費機器の設置工事の監	工事業者の氏名又は名称及び連絡先	

督に関する法律第6条の規定による表示	監督者の氏名	施工内容及び 施工年月日
	資格証の番号	

年 月 日

都道府県知事 印

産業保安監督部長 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 事故の状況、事故原因及びその他参考となる事項については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

附 則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。